

(介 1 7 1)
令和 4 年 3 月 1 4 日

都道府県医師会
介護保険担当理事 殿

日本医師会 常任理事
江 澤 和 彦
(公 印 省 略)

令和 4 年度介護報酬改定（介護職員の処遇改善）に関する諮問等について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、介護職員の処遇改善については、令和 3 年 11 月 19 日に閣議決定された「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」に基づき、本年 2 月から 9 月までは「介護職員処遇改善支援補助金」により実施されており、令和 4 年 10 月以降の措置については、社会保障審議会介護給付費分科会において検討されておりました。

本件については、令和 4 年 2 月 28 日に厚生労働大臣から同審議会に、各介護サービス等の報酬算定基準について諮問が行われ、介護給付費分科会として了承し、同審議会に報告、その後社会保障審議会会長より厚生労働大臣に答申されました。

諮問書・報告・答申等を含む介護給付費分科会資料につきましては、厚生労働省ホームページに掲載されておりますので、ご参考までにご案内申し上げます。

貴会におかれましても、本件についてご了知の上、郡市区医師会および会員への周知方につきご高配を賜りますようお願い申し上げます。

(参 考)

- ・厚生労働省ホームページ 社会保障審議会介護給付費分科会資料掲載アドレス
第 208 回（令和 4 年 2 月 28 日開催）

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_24116.html

以上